

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		此花区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		平成28年度				平成29年度			
0-1 実施状況について									
法人名称 法人所在地 事業所名称 事業所所在地 電話番号 実施曜日 実施時間 同一場所以外実施している他の事業 実施法人で実施している他の事業 事業所の特長	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会							
	法人所在地	大阪市東淀川区小松1丁目14-12							
	事業所名称	風の輪							
	事業所所在地	大阪市西淀川区姫島6丁目3-44				大阪市此花区春日山北1-1-4-101			
電話番号	06-6475-7717				06-6461-5055				
実施曜日	月～土								
実施時間	9:00～17:45								
同一場所以外実施している他の事業	西淀川区障がい者相談支援センター 風の輪ホームヘルプ（居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援）				なし				
実施法人で実施している他の事業	風の子保育園・風の子ベビーホーム（保育園）、風の子児童館、水仙の家（居宅介護支援・通所介護・居宅介護）、淡路こども園・姫島こども園（児童発達支援センター）、風の子そだち園・ワークセンター豊新（生活介護）、豊新ホームヘルプ（居宅介護・行動援護・移動支援）、姫島風の家・イーハトーブ風の家（共同生活援助）、淡路こども園デイサービス・姫島デイサービス・風の子デイサービス（児童発達支援事業・放課後等デイ）				風の子保育園・風の子ベビーホーム（保育園）、風の子児童館、水仙の家（居宅介護支援・通所介護・居宅介護）、淡路こども園・姫島こども園（児童発達支援センター）、風の子そだち園・ワークセンター豊新（生活介護）、豊新ホームヘルプ・風の輪ホームヘルプ（居宅介護・行動援護・移動支援）、姫島風の家・イーハトーブ風の家（共同生活援助）、淡路こども園デイサービス・姫島デイサービス・風の子デイサービス（児童発達支援事業・放課後等デイ） 西淀川区障がい者相談支援センター				
事業所の特長	水仙福祉会は平成12年より障がい児等療育支援事業、平成18年から保健福祉圏域（西淀川区・淀川区・東淀川区）に基づいた委託相談支援事業を大阪市より受託し、当事業所はそれぞれの事業を運営してきた。また、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして行政や地域の様々な資源と連携しながら、支援・コーディネートに努めるとともに、地域自立支援協議会を運営し、区内障がい者施策を推進している。 此花区障がい者相談支援センターは平成27年度より運営を開始。事務所所在地は西淀川ではあるが、行政はじめ、平成26年度まで受託していた事業所や区内外の関係機関の多大な協力や支援により、少しずつではあるが、風の輪の名が認識されてきた。				水仙福祉会は平成12年より障がい児等療育支援事業、平成18年から保健福祉圏域（西淀川区・淀川区・東淀川区）に基づいた委託相談支援事業を大阪市より受託し、当事業所はそれぞれの事業を運営してきた。また、平成24年度からは西淀川区障がい者相談支援センターとして行政や地域の様々な資源と連携しながら、支援・コーディネートに努めるとともに、地域自立支援協議会を運営し、区内障がい者施策を推進している。 此花区障がい者相談支援センターは平成27年度から受託により運営を開始。当初、事務所は西淀川区障がい者相談支援センターの事務所においていたが、平成29年8月に此花区内に移転したことで、来所相談の増加に加え、区役所との連携も密になるとともに、担当者会議の打ち合わせ等も事務所で開催できるなど、迅速な対応ができるようになった。				
0-2 事務室等について		平成28年度				平成29年度			
事務室 相談室 その他	事務室	7㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用	32.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	相談室	13㎡	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用	6.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		平成28年度				平成29年度			
	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員		
	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	
		2人		1人		2人		3人	
0-4 職員の勤務体制		平成28年度				平成29年度			
		月～土曜日の9:00～17:45までのシフト制で勤務している。但し、緊急援助ケースに関してはその都度対応。時間外・休日・年末年始の受付は、固定電話の留守電ならびに事務所携帯電話の案内を行い、受けられる体制を整えている。							
0-5 ビアカウンセリングの実施状況		平成28年度				平成29年度			
	障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間		
	知的障がい（親の立場として）	月～土（応相談 事前調整）	9時～17時45分（応相談 事前調整）						

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	平成28年度	平成29年度
1-0 理念・基本方針		
	<p>当法人は、児童・障がい（児）者・高齢者などを対象に、これまで様々な先駆的・開拓的福祉活動をおこなっており、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持った保育、療育、介護をおこなうとともに、利用者が家族とともに、地域で当たり前暮らしのために必要な支援を実施しています。</p> <p>風の輪は当法人としての理念・基本方針と連動し、障がいのある人と、その家族が自然に、当たり前の生活ができるような環境づくりの手伝いをしています。</p> <p><基本方針></p> <p>① 支援を行う場合には、その人の意思や感情表現、自己表現を大切にし、人との信頼関係を基盤とした自信や意欲が持てるように援助し、本人と家族、身近な人たちとの間に気持ちが通じ合う良い人間関係を作れる事を第一に考えます。</p> <p>② その上で、具体的な支援のあり方を提案し、関係機関との連携・調整を行います。</p> <p>③ 個別支援会議を最重視し、関係者がそれぞれの領域にとらわれず、利用者第一の考えに基づいた意見・提案が行われるような環境づくりに取り組みます。</p> <p>④ 障がい（児）者についての研修や勉強等の自己研鑽を続けます。</p> <p>⑤ 行政・相談機関・事業者・当事者・地域の人たちがネットワークを作り、本人主体という視点で福祉サービスや地域でのシステムのあり方を検討していく中心的役割を果たすべく、地域自立支援協議会の活性化に取り組みます。</p>	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

資料3-1

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		平成28年度		平成29年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	5	事業所としての事業計画を1年ごとに作成している。		5	
委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	5	年度ごとの事業報告や事業計画を作成し、法人理事会にて承認を受けている。		5	
事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	4	昨年度の反省を踏まえ、自立支援協議会の活性化に取り組み、部会については、相談支援事業所・居宅介護事業所・こどもに加え、今年度は相談員（身体・知的）・グループホームを設置し、計5部会体制となり、運営会議、全体会の流れを整えることができた。		4	自立支援協議会において、出席者より率直な意見や質問が聞かれるようになった。各部会も独自に課題抽出の取り組みを始め、活性化が図られてきた。
		自己評価や自立支援協議会での意見については、次期計画に反映させていく。			引き続き、自己評価や自立支援協議会での意見については、次期計画に反映させていく。

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名	此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
		平成28年度		平成29年度
1-2 適切な相談支援の実施	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
1-2-① 自己決定の尊重	4	<p>事前の情報提供は、可能な限り本人が理解できるよう工夫するとともに、日中施設や余暇活動、居宅支援等の体験・経験の機会を確保することで、利用者や家族の主体的な意思決定の環境を整えている。</p> <p>自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支えること、何をもってよしとするのか、その答えを本人自身が導きだせるように専門的に支え続けること(市大 岩間教授)に全力を挙げて取り組む。</p>	4	
1-2-② エンパワメントの重視	4	<p>自立支援協議会の相談支援事業所部会、居宅介護事業所部会において、勉強会を継続的に実施。本人のエンパワメントを引き出すために、何が必要なのかを議論している。</p> <p>エンパワメントのみならず、相談支援全体の質向上のため、勉強会や研修会を企画・実施していくことで、本人主体の支援体制を築いていく。</p>	4	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮	3	<p>行動等からの推測、筆談、写真、コミュニケーションボード、iPadなどを使った個別の対応はもちろん、身体、精神的障がいがある方への対応は、他の相談支援事業者や関係機関との連携を図りながら行っているが、独自では点字や手話などの対応はできていない。</p> <p>手話、点字対応については、ボランティアグループ等に協力を依頼し、個別対応に備えていく。</p>	3	
	4	<p>どんなに重度の方でも、その行動や表情には意味がある。推測と確認を繰り返す事で、その人の気持ちに寄り添う事ができる。法人が大事にしている理念のもと、常に本人の意思決定支援に心がけている。</p> <p>まず、本人のいるところから始める。 ①本人の立場に立って、生活の中で何がしんどいのかを明らかにする。 ②本人の立場から問題行動の意味合いを理解する そして本人の存在を認める。コミュニケーションも重要だが、気持ちに寄り添うことの重要性を心がけていく。</p>	4	
	4	<p>日常利用者と関わっている施設職員、事業所職員や家族・知人等との連携や聞き取りはもちろんであるが、行動や表情と一緒に推測し、気持ちを確認していく事も大事であると考えている。</p>	4	

事業所名	此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
<p>相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。</p>	4	<p>言葉が出ない、あるいは言葉が話せても十分に気持ちが伝えられない、嫌と言えない利用者のしんどさや苦しみをまず理解する事から支援を考え、代弁を行う事が重要と考えている。その積み重ねが利用者との信頼関係を深め、本人の力を高めていく事に繋がると考えた支援を行っている。</p>	4	
		<p>十分に気持ちを伝えられない、嫌と言えない利用者、不自由な身体状態をどう受け止めているのか、どのような気持ちで支援を受けているのか等、本人の思いに寄り添い理解する事に努めていきたい。同時に関係機関にも理解してもらえるよう担当者会議等を充実させる。</p>		
<p>人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。</p>	4	<p>障がい者差別に関する人権侵害が発生した場合の相談窓口を地域住民が理解することを目的に、此花区役所の独自事業「このはな地域見守りタイ」を設置している9地域の研修会に区社協の協力を得て、訪問し、区障がい者相談支援センターや自立支援協議会の役割の説明と障害者差別解消法の啓発活動を行った。</p>	4	<p>人権侵害については、その内容が明らかな場合だけではなく、行動や言動が侵害だと意識していない場合も多いと考える。そのため、常に当事者目線を意識することが重要と考える。</p>
		<p>本年度より障害者差別解消法が施行され、区障がい者相談支援センターも相談窓口を担うことになる。当事者と地域の住民との橋渡しを行い、住みやすい街づくりに微力ながら努めていく。</p>		<p>障害者虐待防止法、障害者差別解消法の啓発活動のみならず、自立支援協議会の構成メンバーや人権啓発推進員とも連携し、住みやすいまちづくりに努めていく。また、相談窓口として通報等された方の人権配慮にも心がける。</p>
<p>虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。</p>	4	<p>利用者が虐待をうけている可能性がある場合はもちろん、疑われるような状況が見られた時、通報を受けた時などにおいては、迅速に関係行政機関と連携し、聞き取り調査やコアメンバー会議などに参加し、対策を検討し、区障がい者相談支援センターとしての対応を行っている。</p>	4	
		<p>虐待の背景として、家族そのものが問題を抱え、疲れているという事があるので、虐待原因の分析を行い、必要なサポートを実施し、予防のための体制づくりにも行政機関とともに関わっていく。</p>		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名	此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
		平成28年度		平成29年度
1-3 地域・他機関との交流・連携	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
1-3-① 他関係機関との連携	4	<p>相談支援事業所・居宅介護事業所・こども・相談員(身体、知的)・グループホームの5部会とし、部会長を中心にまとまりのある体制となった。各部長に区社協、区役所を加えた運営会議、2ヶ月に1度の全体会も軌道に乗り、情報交換のみならず区内の障がい福祉に関する議論も活発化してきた。区役所担当者と区障がい者相談支援センターとの連携も順調に進んでいる。</p> <p>特に相談支援事業所部会のさらなる充実をめざしていきたい。区内の指定相談事業所が7ヶ所(風の輪含む)に増え、区外と合わせ13ヶ所での構成となり、一層の質向上が求められている。サービス調整だけではなく、本人主体の支援を浸透させることが、非常に大きな課題と認識している。</p>	4	<p>全体会での議論のみならず、各部会が独自で研修や課題抽出に取り組み始めたことを受け、さらなる中身の充実を図り、本人主体の支援を浸透させていく。また、新たに日中事業所部会を設置し、利用者や家族の高齢化への対応、就労支援のあり方等共通した課題についての議論を深める。</p>
担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	<p>自立支援協議会やケース検討、イベント等を通じ、区内関係機関や関係団体との協働が増え、連携は深まりつつある。また、自立相談支援窓口(生活困窮)とは連携支援ケースが増えている。</p> <p>介護保険制度を利用する親との同居や障がい者本人の高齢化等高齢者支援との協働・連携はますます重要になるため、地域包括支援センターのみならず、ケアマネジャー連絡会等との定期的な情報交換が持てるよう取り組んでいきたい。</p>	4	<p>30年度は指定相談支援事業所への後方支援、またケアマネジャーからの相談や地域包括支援センターから地域ケア会議への参画依頼が増えてきていることを踏まえ、高齢者支援機関との積極的な連携を図り、障がい者支援についての理解を促していく。</p>
協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4		4	
1-3-② 地域の障がい者の状況把握	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	<p>相談支援事業所、放課後等デイサービス(児童発達支援)が区内に増えてきており、徐々にではあるが、グループホームの立ち上げや日中通所も検討する事業所もある。隣接区から参加している相談支援事業所の協力も得た結果、計画相談率は24区平均値まで上がった。</p> <p>資源の少なさを考えるより、住み慣れた地域での生活継続のため、自立支援協議会等を通じ、障がい者支援についての研修や勉強、ケース検討を定期的に行っていく。特に、居宅介護事業所の理解が重要であり、障がい制度、障がい理解、作業所見学等の機会を設けていく。</p>	4	<p>区内相談支援事業所は5ヶ所、日中通所事業所は9ヶ所、放課後等デイサービスは9ヶ所と徐々に資源は増えてきているが、一方で障がい福祉サービス受給者は障がい者手帳所持者の約14%に過ぎず、まだまだ声があげられない、困っていても相談に結びついていないケースが多いと認識している。</p> <p>地域の方々との積極的な交流や、各種関係機関・団体への広報、自立支援協議会の活用等を通じ、隠れたニーズを発見し、必要な支援に結びつけていく。</p>
障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	3	<p>民生委員の高齢・障がい委員会からの依頼を受け、障がい制度を話す機会や、区内小・中学校校長会、教頭会にも出席する機会もあったが、ニーズの把握までには至っていない。</p> <p>区民生委員・児童委員協議会の高齢者・障がい者委員会との意見交換や高齢者支援機関との交流をはかっていく。</p>	3	<p>民生委員の高齢・障がい委員会や地域民生委員協議会からの依頼を受け、区内の障がい者相談支援について話す機会や地域包括支援センター主催の課題検討会に出席し、分野にとらわれない率直な意見交換を行い、ニーズの把握に努めている。</p> <p>引き続き、区役所の協力を得ながら、区内各機関・団体等との交流を図っていく。</p>
アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	4	<p>此花区役所の独自事業「このはな地域見守りタイ」を設置している9地域の研修会に区社協の協力を得て、訪問し、区障がい者相談支援センターや自立支援協議会の役割の説明と障害者差別解消法の啓発活動を行った。各地域のボランティアの方々には障がい児・者に対する理解と相談支援への協力を依頼した。</p> <p>昨年度より開始したスーパーマーケット内における広報活動(区南西部地域包括支援センターと合同)を継続するとともに、地域に積極的に外向く機会を引き続き実施していく。</p>	4	<p>本年度は各地域を訪問できなかったが、8月に区内に事務所移転したことで来所相談が増え、より丁寧な対応と適切な助言に心がけた。当事者・家族・関係事業所等に身近な相談機関として認知されはじめた実感を感じる。</p> <p>スーパーマーケット内における広報活動(区南西部地域包括支援センターと合同)を引き続き継続するとともに、各地域活動協議会のふれあい喫茶等にも積極的に外向いていく。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	3	区内の事業所はほぼ把握することができた。専門相談機関については人権・成年後見・精神医療など必要に応じて利用・相談を行っている。	3	
	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	2	区内小・中学校の校長会・教頭会に出席し、区障がい者相談支援センターの役割等を説明した。 自立支援協議会子ども部会を通じ、区子ども・子育てプラザとの話し合いを持つことができたので、現場で起こっている障がい児との関わりについて、今後保育園や幼稚園にも声をかけ、情報収集を行い、研修会を企画していく。	2	ハローワークの担当者とは、就業・生活支援センターや実際のケース支援を通じ、就労関係の情報交換を行っている。 区子ども・子育てプラザを通じ、保育園や幼稚園にも声をかけ、合同研修会を企画している。研修会をきっかけにして障がい児保育や学齢期支援についての情報交換につなげていく。
	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	民生委員の高齢・障がい委員会の依頼を受けて、制度等を話す機会があった。また、区社協主催のイベントにおいて、区社協・利用者を通じ、ボランティアグループとつながりを持つことができた。 本年度も引き続き協力を依頼するとともに、地域に積極的に出て行くことで地域の各種団体・機関とも交流をしていきたい。	3	
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	2	公共の施設については、利用した方からの情報、施設側からの情報提供を受けているが、民間施設の情報を把握するための働きかけが充分ではなく、情報を収集できていない。	2	
			障がい者差別解消法の施行を受け、ますます重要となる「合理的配慮」を意識し、当事者団体からの情報も収集していきたい。		

事業所名	此花区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
<p>1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取り組み</p> <p>既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。</p>	<p>評価点</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）</p> <p>本人主体の支援を根付かせていくべく、相談支援事業所・居宅介護事業所・日中施設が合同で模擬ケース会議の開催、障がい理解に関する居宅介護事業所との勉強会、精神保健福祉相談員と共同で対応が難しいアルコール依存症に関する勉強会等、現場の視線を大事にした運営を心がけ、既存資源に対し、障がい者支援への理解を求めた。</p> <p>机上のみならず、各事業所と一緒に現場を訪問し、共に考える取り組みを充実させていく。</p> <p>また、自立支援協議会相談員部会において、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の方々と制度に関する勉強会を行い、地域における相談の裾野を広げていく。</p>	<p>評価点</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）</p> <p>本人主体の支援の浸透を目指し、自立支援協議会の各部会において研修を重視した取り組みを行った。サービス調整や介護、援助技術も必要だが、当事者や家族の思いを推測し、寄り添う力量をつけることが最も大事だと伝え、既存資源に対し、障がい者支援について理解を求めた。</p> <p>また、相談員部会において「福祉のあらまし」を利用した制度に関する勉強会を継続し、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の後方支援を行っている。</p> <p>障がい福祉サービス事業所だけでなく、高齢者支援機関とも、具体的なケースを通じて連携し、障がい・高齢の枠組みを超えた取り組みを実践していくことで、お互いが理解し合える一歩になると考えています。</p>
<p>1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応</p> <p>多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。</p>	<p>評価点</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）</p> <p>行政も含めた他機関と連携、会議（外部・内部）を重ねながら、支援困難事例に積極的に対応している。また、アセスメントについては本人の主体性を尊重した視点に基づいた分析を行う事で解決の糸口を探っている。</p> <p>指定相談支援事業所が抱える困難事例についても担当会議に同席したり、本人への訪問に同席する事で事業所への助言・指導を行い、本人や家族からの話が聞けるような環境づくりを手伝う。</p> <p>今後も継続して困難事例に積極的に対応していく。どのような困難事例であっても、その本人の存在の尊重、本人のいるところから始めるという原点から対応していく。</p>	<p>評価点</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）</p>
<p>1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発活動の実施</p> <p>障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。</p> <p>地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発活動に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>評価点</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）</p> <p>区社協の協力を得て、区内9地域における「このはな地域見守りタイ」研修会に出席。各地域のボランティアの方々を通じて、障がい児・者に対する理解と相談支援への協力を依頼した。また、チラシ・パンフレットについては、区役所の協力を得て各関係機関窓口を設置するなど有効活用を行っている。</p> <p>スーパーマーケットにおける月1回の広報活動を継続するとともに、積極的に区内地域各種団体・機関に出向いていく。</p> <p>区内9地域における「このはな地域見守りタイ」研修会において、地域ボランティアの方々に地域住民からの実際の相談事例を基に障がいに関する説明や障害者差別解消法について啓発活動を行った。</p> <p>地域に暮らす一人ひとりが主体として尊重される地域社会を目指し、専門家だけでなく、地域のネットワークづくりのため、あらゆる機会を通じて、積極的に交流していきたい。</p>	<p>評価点</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）</p> <p>民生委員児童委員協議会（高齢・障がい委員会）や四貫島地域民生委員児童委員協議会において、区障がい者相談支援センターの役割について説明した。また、チラシ・パンフレットについては、区役所の協力を得て各関係機関窓口を設置するなど有効活用を行っている。</p> <p>自立支援協議会として、区内の地域団体やボランティア団体等に、障がいについて理解してもらおう一環として「障がい福祉の理解のための取り組み」を発信。具体的には団体から要望があれば協議会として出向いたり、施設や事業所が所有する備品等の貸し出し、見学の受け入れ等を行っていく。区障がい者相談支援センターとしてとりまとめを行うとともに、周知をはかっていく。</p> <p>また、スーパーマーケットにおける月1回の広報活動は継続している。</p> <p>民生委員児童委員協議会（高齢・障がい委員会）にて、実際の相談事例を基に障がい者の理解や制度について話をするとともに、障害者虐待防止法や障害者差別解消法について啓発活動を行った。</p> <p>地域に暮らす一人ひとりが主体として尊重される地域社会を目指し、専門家だけでなく、地域のネットワークづくりのため、あらゆる機会を通じて、積極的に交流していきたい。</p>

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>1-4 その他の取組み</p>	<p style="text-align: center;">平成28年度</p> <p>①西淀川区障がい者相談支援センターと合同で事例検討会の実施（11月12日） 相談支援事業所・居宅介護事業所・日中施設から計37名の参加があり、本人主体の対人援助プロセスを学ぶ。相談支援を中心にグループに分かれ、それぞれの視点から意見交換を行った。</p> <p>②7区（福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区・西成区）自立支援協議会合同研修会の実施（2月23日及び3月14日開催 約90名の参加） 桃山学院大学 松端教授による講演「より良いサポートの共有化に向けて」と実践報告（就労系・児童系）を行い、利用者を地域住民として理解した個別支援計画の作成や本人中心支援について研修を行った。</p> <p>③西淀川区障がい者相談支援センターが実施している余暇活動へ此花区の利用者に声をかけ、一緒に活動を行った。人手の問題等はあるが、可能な限り継続していく。</p> <p>④区社協や市障害児・者施設連絡協議会主催のイベントに参画し、利用者とともに運営や作品の展示を行った。</p>	<p style="text-align: center;">平成29年度</p> <p>1. 西淀川区障がい者相談支援センターと合同での取組み</p> <p>①相談件数が増加している精神障がい者への対応について「訪問看護事業所といる」の協力を得て、定期的な相談会、勉強会を実施（月1～2回）</p> <p>②相談支援援助技術の向上のため、内部研修を計画的に実施 「アサーティブコミュニケーション」「エニアグラム」 「対人援助技術（非言語・言語コミュニケーション）」 「コンセンサス法を用いた同意形成」「エピソード研修」他</p> <p>③外部研修へも積極的に職員を派遣させ、内容については伝達研修を実施し、全員で共有した。</p> <p>④余暇活動の計画と実施</p> <p>2. その他</p> <p>①区社協や市障害児・者施設連絡協議会主催のイベントに参画し、利用者とともに運営や作品の展示を行った。</p> <p>②精神保健福祉普及講座「動機づけ面接技法」を区精神保健福祉相談員と自立支援協議会が共催し、障がい者・高齢者の枠を超えた支援者が受講した。</p> <p>③区保健福祉センター保健活動担当の統合失調症家族教室に出席し、「地域で生活するために」をテーマで当事者とともに講演を行った。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		此花区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容											
2 日々の相談支援業務		平成28年度					平成29年度											
2-1 継続支援対象者数																		
①利用登録者(継続支援対象者)の实人数(指定相談支援を除く)		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度未登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度未登録者数									
身体障がい	障がい種別																	
	視覚	0	1	0	1	1	3	1	3									
	聴覚	0	0	0	0	0	1	1	0									
	肢 体	2	5	4	3	3	7	5	5									
	内 部	0	0	0	0	0	1	0	1									
	計	2	6	4	4	4	12	7	9									
	難 病	0	2	2	0	0	2	0	2									
	知的障がい	3	12	6	9	9	7	5	11									
	精神障がい	15	25	15	25	25	33	18	40									
	障がい児	2	3	2	3	3	6	4	5									
重複障がい	2	7	3	6	6	10	4	12										
その他	1	2	2	1	1	2	0	3										
合 計		25	57	34	48	48	72	38	82									
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計							
		4人	16人	19人	16人	55人	6人	10人	19人	6人	41人							
2-2 相談支援内容		平成28年度					平成29年度											
①延べ相談件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	
身体障がい	視覚	利用登録者	10						10	9	1						10	
		それ以外							0	1	1			1			3	
	聴覚	利用登録者							0	7						1		8
		それ以外							0									0
	肢 体	利用登録者	34	1	9		2		3	49	57	2	2				5	66
		それ以外	5							5	4							4
	内 部	利用登録者								0	20	10	1				1	32
		それ以外								0								0
	計	利用登録者	44	1	9	0	2	0	3	59	93	13	3	0	0	0	7	116
		それ以外	5	0	0	0	0	0	0	5	5	1	0	0	0	1	0	7
難 病	利用登録者	7							7	2						1	3	
	それ以外								0								0	
知的障がい	利用登録者	68	1	6				3	78	44	1	10				8	63	
	それ以外								0								0	
精神障がい	利用登録者	219	21	121	3	2	13	48	427	257	33	148				45	483	
	それ以外	3	1						4	5							5	
障がい児	利用登録者	27		2				2	31	12	2						14	
	それ以外	4							4							2	2	
重複障がい	利用登録者	85	3	45		2	8	24	167	78	19	7		3	5	10	122	
	それ以外	1							1	11						1	12	
その他	利用登録者	9		1					10	4	1	6				4	15	
	それ以外	1							1								0	
合計	利用登録者	459	26	184	3	6	21	80	779	490	69	174	0	3	5	75	816	
	それ以外	14	1	0	0	0	0	0	15	21	1	0	0	0	1	3	26	
総合計		473	27	184	3	6	21	80	794	511	70	174	0	3	6	78	842	
②相談の実施方法		電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計	電話相談	来所相談	訪問相談	その他	合計							
		516件	12件	195件	71件	794件	576件	62件	126件	78件	842件							

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p style="text-align: center;">平成28年度</p> <p>受託2年目の平成28年度は、自立支援協議会等を通じて、既存社会資源との関係深耕に努めてきました。部会についても提案に基づき、相談員部会・グループホーム部会を新たに設置し、5部会体制になり、それぞれの部会における議論が活発に行われるようになったと実感しています。それが区障がい者相談支援センターの広報にもつながってきたのではと考えています。実際相談受付ルートで見ると直接本人・家族からの相談が1.5倍に増えています。事務所の設置場所の問題で、来所相談に不便をかけていることを訪問（フットワーク）でカバーしてきたが、区役所や区民から区内移転の声も多く、次年度中に区内への移転を行う準備を進めています。</p> <p>相談分析ですが、引き続き、精神障がいのある方（重複含む）からの相談が多数を占めています。内容は就労が続かない、両親との関係悪化、共依存の疑い、部屋が片付かない等々様々ですが、病院からの退院支援依頼も増えてきています。それに伴い、精神科訪問看護事業所と連携する事が多く増えており、今後ますます医療と福祉の両輪支援が重要になってくるものと思います。</p> <p>複合的な問題を抱える相談（親の高齢化・兄弟も障がい・家庭内不和・生活困窮等）や知的には問題がない発達障がいの相談も少なくなく、障がい児・者支援機関だけではなく、他機関や専門機関とも連携できるよう、相談員の力量向上が求められると考えています。</p>	<p style="text-align: center;">平成29年度</p> <p>平成29年度も自立支援協議会等を通じて、既存社会資源との連携強化に努めてきました。全体会においては、毎回区内の支援状況に関する情報交換及び情報提供・意見等を議題に挙げ、各部会においても独自で研修や課題抽出の取り組みを始めており、区障がい者相談支援センターとしての役割が浸透してきた実感があります。さらに、懸案であった事務所も8月より此花区内に移転することができたことで、区役所との連携はこれまで以上に密となったことや、区民の来所相談の増加に加え、担当者会議開催や関係機関からの相談にも迅速な対応ができるようになり、今後も丁寧・適切な助言に努めていきたいと考えています。</p> <p>相談分析ですが、やはり精神障がいのある方からの相談が多くなっています。内容は昨年同様、様々ですが、最近では、地域包括支援センターやケアマネ事業所等の高齢者支援機関から、家族の中で少し気になる方がいる等の連絡が入ってくるが増えてきました。制度の違いを超えた家族支援のあり方を連携しながら考えていかなければならない事も少なくありません。</p> <p>また複合的な問題を抱える相談も多く、単なるサービス調整ではなく、行動・言動の背景を推測しながら寄り添うことが必要であったり、他機関、専門機関とも連携できる力量が求められると考えています。そのため研修やケース検討を計画的に行っており、区障がい者相談支援センターとして、全体の底上げをはかっています。</p>

事業所名	此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	平成28年度	平成29年度
	<p>手帳所持者は約4,300人（療育600、精神700、身体3,000）に対し、福祉サービス受給者数は約600人であり、まだまだ相談もされていない、相談機関があることすらも知らない方が多数いると推測されます。</p> <p>委託2年目の本年度は、自立支援協議会の活性化や地域とのつながりを意識した運営を心がけてきたが、まだまだ不十分であり、地道に取り組んでいかなければならないと考えています。</p> <p>一方計画相談決定率は、区内相談支援事業所が7ヶ所（風の輪含む）に増え、区外の事業所も含めた協力で43.5%となり、市平均と同率となった。今後は量もさることながら、中身（質）の向上に力を注いでいきたい。</p> <p>社会資源の少なさを考えるのではなく、フォーマル・インフォーマル問わず、きめ細かいやりとりや訪問、各種研修企画等、障がい児・者支援に対する理解を深めてもらえるような活動を継続し、此花区が障がいのある人も、ない人も主体として尊重される地域社会になっていくよう、区障がい者相談支援センターとしての役割を果たしていきたい。</p>	<p>委託3年が経ち、区役所や関係機関の協力もあり、風の輪の名が浸透しはじめたと考えています。事務所を此花区内に移転し現場に近いところで本人や家族と話ができるようになったこと、障がいの理解や支援のあり方等について様々な事業所と話しあう機会が増えたことが、大きな理由だと思います。</p> <p>自立支援協議会も全体会での議論が活発化し、各部会も独自性を発揮したことで、横のつながりが見え、問題が共有できるようになってきました。</p> <p>一方で、手帳所持者数からみた障がい福祉サービス利用者の割合は約14%であり、区障がい者相談支援センターとして、この数字をどう考えるのか、何をなすべきなのかをしっかりと考えていかなければならないことや福祉人材（特に居宅介護従事者）の慢性的な不足、高齢者支援と障がい者支援の連携不足をどうしていくのか等課題は多いと認識しています。</p> <p>指定相談支援事業所への後方支援を充実させるとともに、地域包括支援センター始め、居宅介護支援（ケアマネジャー）事業所等高齢者支援機関との合同研修や制度勉強会、ケア会議で交流を深め、一人でも相談機関につながる方が増えるよう、課題解決に向けた一歩を踏み出さなければいけないと考えています。</p>

事業所名		此花区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		平成28年度	平成29年度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成29年5月10日	平成30年7月11日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	①自立支援協議会において部会が整ったことは良かったのではないかと。	
	1 事業運営全般	①に関して 本年度は昨年度の反省に基づき、自立支援協議会の活性化に取り組んだが、引き続き、障がい児・者支援に対する理解を深めてもらえる活動を継続していく。	①自立支援協議会の各部会が独自性を発揮しだし、活発化してきたように思う。 引き続き、各部会の活動をサポートしていく。特に相談支援事業所部会においては、重要視される相談の質向上に取り組む。また、新設の日中事業所部会を軌道に乗せていく。
2 日々の相談支援業務			②事務所移転に伴い、来所相談が増えてきた。 来所に対する敷居を低く感じてもらえるよう、適切な助言と丁寧な対応を心がける。当事者・家族だけでなく、各関係機関・事業所にも配慮する。
	3 区における地域課題について		③障害者手帳所持者の内、障がい福祉サービス受給者数は約14%との事だが、他区の状況はどうか？受託されている西淀川区の数字を教えてください。 (参考) 西淀川区 手帳発行数 6,367 (身体4,534 療育954 精神879) 障がい福祉サービス受給者数 876 約14% ④難病指定を受けている方は区内に何人いるのか？ 約550人 まだまだ相談件数が少ないと認識している。
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて		平成28年度	平成29年度
		委託2年目の本年度は、地域自立支援協議会の活性化と地域とのつながりを意識した取組みを行ってきた。報告において委員より高く評価されたが、一方で地域への浸透はまだ不足しており、障がい児・者が住みなれた地域で普通に暮らせるよう、引き続き取り組みを続けていく。 個別ケースについては、難しい家族内調整や精神状態の悪化といった困難ケースが増えており、区障がい者相談支援センターとして力量向上を図っていくとともに、本人主体の支援が相談支援事業所を含む障がい福祉サービス事業所全体に根付かせていくことを目標とする。	委託の1期目(3年)を終え、区役所との連携が図れるようになったこと、指定相談支援事業所が区内5ヶ所に増えたこと、自立支援協議会が活性化し始めたこと等、区センターとしての基盤づくりはできたのではと考えている。 特に自立支援協議会については、各部会が独自の課題抽出や研修企画等を行っており、まとまりを感じるようになった。 自己評価の報告においても委員より評価されたが、今後も引き続き相談支援体制の充実を図っていく。 福祉課題が多様化、複雑化している中で、いかに他機関、特に高齢者支援機関との現場レベルでの連携が非常に大切であると考えています。どのようなケースであっても本人主体の支援を実践できるよう、力量の向上に努めていく。